

平成28年3月市議会定例会議案件名

- 議案第 1 号 白河市行政センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 3 号 白河市行政不服審査会条例
- 議案第 4 号 白河市地域活性化協議会設置条例
- 議案第 5 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 6 号 白河市職員の降給に関する条例
- 議案第 7 号 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 白河市職員の給与に関する条例及び白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 白河市篤志教育振興基金条例を廃止する条例
- 議案第 11 号 白河市育英基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 白河市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 白河市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 白河市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 白河市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 白河市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 白河市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 白河市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 19 号 白河市企業立地促進条例の一部を改正する条例

- 議案第 2 0 号 白河市中心市街地市民交流センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 1 号 白河市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 2 号 白河市営住宅合併処理浄化槽使用条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 3 号 白河市大学入学一時金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 4 号 白河市白河市民会館条例を廃止する条例
- 議案第 2 5 号 白河市文化センター条例を廃止する条例
- 議案第 2 6 号 白河市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び白河市水道事業
給水条例の一部を改正する等の条例
- 議案第 2 7 号 (仮称) 大信地域市民交流センター整備事業建築工事請負契約の一部変更につ
いて
- 議案第 2 8 号 白河市公共下水道白河都市環境センター改築工事委託に関する協定の一部変更
について
- 議案第 2 9 号 白河中央中学校建設事業校舎建設建築工事請負契約の一部変更について
- 議案第 3 0 号 白河中央中学校建設事業校舎建設電気設備工事請負契約の一部変更について
- 議案第 3 1 号 白河中央中学校建設事業校舎建設暖冷房衛生設備工事請負契約の一部変更につ
いて
- 議案第 3 2 号 小峰城跡(竹之丸)ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について
- 議案第 3 3 号 小峰城跡(本丸西面)ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について
- 議案第 3 4 号 不動産の取得について
- 議案第 3 5 号 白河市大信地域市民交流センターの指定管理者の指定について
- 議案第 3 6 号 白河市文化センターの指定管理者の指定の一部変更について
- 議案第 3 7 号 白河市東文化センターの指定管理者の指定について
- 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度白河市一般会計予算
- 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度白河市国有林野払受費特別会計予算
- 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度白河市教育財産特別会計予算
- 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度白河市小田川財産区特別会計予算
- 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度白河市大屋財産区特別会計予算
- 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度白河市樋ヶ沢財産区特別会計予算
- 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度白河市土地造成事業特別会計予算

- 議案第 45 号 平成 28 年度白河市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 46 号 平成 28 年度白河市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 47 号 平成 28 年度白河市介護保険特別会計予算
- 議案第 48 号 平成 28 年度白河市地方卸売市場特別会計予算
- 議案第 49 号 平成 28 年度白河市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 50 号 平成 28 年度白河市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 51 号 平成 28 年度白河市個別排水処理事業特別会計予算
- 議案第 52 号 平成 28 年度白河市水道事業会計予算
- 議案第 53 号 平成 28 年度白河市工業用水道事業会計予算
- 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 報告第 3 号 専決処分の報告について

平成28年3月市議会定例会議案要旨

議案第 1 号 白河市行政センター設置条例の一部を改正する条例

地域自治区の廃止に伴い、地域自治区の事務所として位置づけられている表郷庁舎、大信庁舎及び東庁舎について、地方自治法第155条第1項の規定により、支所として位置づけるため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

全部改正された行政不服審査法の施行に伴い影響を受ける条例について、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 3 号 白河市行政不服審査会条例

行政不服審査法の規定に基づき、白河市行政不服審査会を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

議案第 4 号 白河市地域活性化協議会設置条例

地域の特性を生かした地域づくりに寄与することを目的に、合併前の白河市、表郷村、大信村及び東村の地域ごとに白河市地域活性化協議会を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

議案第 5 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い影響を受ける条例について、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 6 号 白河市職員の降給に関する条例

地方公務員法の規定に基づき、職員を降給する場合の基準等を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

議案第 7 号 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上2議案については、福島県人事委員会勧告に基づく一般職員の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正をしようとするもので

あります。

議案第 9 号 白河市職員の給与に関する条例及び白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

福島県人事委員会勧告に準じ、一般職員の給与について改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 10 号 白河市篤志教育振興基金条例を廃止する条例

白河市篤志教育振興基金及び白河市育英基金を統合することに伴い、白河市篤志教育振興基金条例を廃止しようとするものであります。

議案第 11 号 白河市育英基金条例の一部を改正する条例

白河市育英基金を白河市ガンバルしらかわ人奨学資金支給事業の資金に充てるため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 12 号 白河市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例

平成 28 年 3 月 31 日までとなっている条例の有効期限を 5 年間延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 13 号 白河市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、徴収金の徴収猶予に関する手続等を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 14 号 白河市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

放課後児童クラブの施設整備及び保育環境の改善等を図るとともに、負担の公平性を確保する観点から保育料を設定するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 15 号 白河市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

介護保険法の一部改正に伴い、引用条項の整理を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 16 号 白河市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 17 号 白河市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 18 号 白河市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指

定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上3議案については、これらの条例のもととなる国の基準が一部改正されることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第19号 白河市企業立地促進条例の一部を改正する条例

平成28年3月31日までとなっている条例の有効期限を5年間延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第20号 白河市中心市街地市民交流センター条例の一部を改正する条例

白河市中心市街地市民交流センターの改修工事に伴い、施設の使用料を新たに定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第21号 白河市下水道条例の一部を改正する条例

下水道使用料の算定における公衆浴場汚水の区分に該当する施設を明文化するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第22号 白河市営住宅合併処理浄化槽使用条例の一部を改正する条例

老朽化が著しい外面市営住宅3号棟及び外面市営住宅集会所の合併処理浄化槽を廃止し、農業集落排水へ接続したため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第23号 白河市大学入学一時金貸与条例の一部を改正する条例

教育に係る保護者の経済的負担を軽減するため、入学一時金貸与制度の対象として、専修学校に入学する学生の保護者を加えるなど、所要の改正をしようとするものであります。

議案第24号 白河市白河市民会館条例を廃止する条例

平成28年9月30日をもって白河市民会館を閉館するため、白河市白河市民会館条例の廃止をしようとするものであります。

議案第25号 白河市文化センター条例を廃止する条例

平成28年11月30日をもって白河市文化センターを閉館するため、白河市文化センター条例の廃止をしようとするものであります。

議案第26号 白河市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び白河市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例

上水道事業及び簡易水道事業を事業統合することに伴い影響を受ける条例について、所要の改正等をしようとするものであります。

議案第27号 (仮称) 大信地域市民交流センター整備事業建築工事請負契約の一部変更について

議案第28号 白河市公共下水道白河都市環境センター改築工事委託に関する協定の一部変更について

議案第29号 白河中央中学校建設事業校舎建設建築工事請負契約の一部変更について

議案第30号 白河中央中学校建設事業校舎建設電気設備工事請負契約の一部変更について

議案第31号 白河中央中学校建設事業校舎建設暖冷房衛生設備工事請負契約の一部変更について

議案第32号 小峰城跡(竹之丸)ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について

議案第33号 小峰城跡(本丸西面)ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について

上7議案については、各工事の請負契約の一部変更をしようとするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第34号 不動産の取得について

国指定史跡「小峰城跡」の保存及び活用に供するため、用地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第35号 白河市大信地域市民交流センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするため、同条第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第36号 白河市文化センターの指定管理者の指定の一部変更について

白河市文化センターの指定管理者の指定の一部変更をしようとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第37号 白河市東文化センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者に公の施設の管理

を行わせようとするため、同条第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第38号 平成28年度白河市一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、37,790,000千円となり、前年度当初予算と比較して7,770,000千円減額となり、17.1%の減となりました。

歳入歳出款別内訳は、次のとおりであります。

歳入については、市税8,314,822千円、地方譲与税314,827千円、利子割交付金8,248千円、配当割交付金20,022千円、株式等譲渡所得割交付金4,724千円、地方消費税交付金1,042,851千円、ゴルフ場利用税交付金38,622千円、自動車取得税交付金57,090千円、地方特例交付金26,593千円、地方交付税7,814,122千円、交通安全対策特別交付金11,000千円、分担金及び負担金90,944千円、使用料及び手数料284,800千円、国庫支出金4,665,936千円、県支出金10,046,216千円、財産収入39,013千円、寄附金49,649千円、繰入金1,589,778千円、繰越金1千円、諸収入437,542千円、市債2,933,200千円となりました。

歳出については、議会費287,334千円、総務費2,906,547千円、民生費7,996,268千円、衛生費9,642,752千円、労働費21,407千円、農林水産業費1,844,591千円、商工費1,704,155千円、土木費3,366,768千円、消防費889,543千円、教育費4,928,282千円、災害復旧費736,786千円、公債費3,415,567千円、予備費50,000千円となりました。

事業の主なもの、次のとおりであります。

議会費

「白河市議会だより」発行事業	2,813千円
政務活動費交付金	6,240千円

総務費

公共交通対策費	94,692千円
---------	----------

空き家対策事業	8, 3 2 0 千円
集会所整備事業	1 1 5, 7 0 4 千円
参議院議員通常選挙費	3 2, 6 9 2 千円
民生費	
障がい福祉サービス支給事業	9 0 6, 6 6 0 千円
介護予防・生活支援事業	1 9, 5 6 7 千円
児童手当支給事業	1, 0 7 0, 7 0 9 千円
民営保育園等施設型給付事業	5 2 2, 5 4 6 千円
児童扶養手当支給事業	3 1 4, 9 2 4 千円
放課後児童健全育成事業	2 5 9, 3 5 9 千円
生活保護扶助費	6 7 7, 8 6 0 千円
衛生費	
予防接種事業	1 9 1, 1 8 8 千円
特定不妊治療費用助成事業	5, 5 0 7 千円
健康診査事業	8 0, 0 7 7 千円
救急医療体制強化支援事業	1 9, 8 0 0 千円
除染対策事業	8, 0 7 2, 4 7 1 千円
労働費	
広域シルバー人材センター事業	1 0, 2 1 6 千円
農林水産業費	
がんばる新規就農者支援事業	7, 5 0 0 千円
農畜産物6次化・ブランド化推進事業	6, 0 1 3 千円
白河産米消費拡大事業	5, 4 4 4 千円
営農再開支援事業	4 3, 9 2 5 千円
畜産クラスター事業	4 7, 3 3 8 千円
農業用施設整備“結”支援事業	3 0, 0 0 0 千円
農地維持・資源向上支払交付金事業	1 4 9, 3 9 9 千円
強い農業基盤づくり事業	2 1 0, 4 4 0 千円
ふくしま森林再生事業	9 1, 1 2 1 千円

商工費

中心市街地市民交流センター（マイタウン白河）改修事業	689,705千円
企業立地奨励金事業	95,369千円
産業プラザ運営事業	32,998千円
大信地域市民交流センター運営費	29,271千円
起業・創業支援事業	18,433千円
若者定着産業力強化事業	26,110千円
こども夢フェスタ負担金	18,000千円
周遊型観光推進事業	16,119千円

土木費

三世帯同居等支援事業	11,000千円
除雪費	100,000千円
道路改良事業（交付金）	834,450千円
歴史と伝統を活かしたまちづくり事業	121,203千円
街路事業（交付金）	118,070千円
公営住宅ストック総合改善事業	289,758千円

消防費

常備消防費	683,322千円
消防団運営事業	110,610千円
消防施設整備事業	79,679千円
災害対策事業	13,469千円

教育費

学校図書館利活用推進事業	26,967千円
特別支援教育推進事業	86,536千円
就学援助費	65,464千円
釜子小学校建設事業	445,886千円
文化財保護費	412,308千円
文化交流館一般管理費	515,460千円
体育施設改修事業	67,078千円

災害復旧費

文化財補助災害復旧事業（過年災） 736,781千円

(2) 債務負担行為

債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものであります。

(3) 地方債

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

(4) 一時借入金

一時借入金の最高額を3,500,000千円と定めるものであります。

(5) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

議案第39号 平成28年度白河市国有林野払受費特別会計予算

予算総額は、185千円となり、前年度当初予算と同額となりました。

歳入については、分担金及び負担金128千円、財産収入1千円、繰入金56千円となり、歳出については、総務費185千円となりました。

議案第40号 平成28年度白河市教育財産特別会計予算

予算総額は、615千円となり、前年度当初予算と比較して47千円増額となり、8.3%の増となりました。

歳入については、財産収入255千円、繰入金360千円となり、歳出については、総務費615千円となりました。

議案第41号 平成28年度白河市小田川財産区特別会計予算

予算総額は、780千円となり、前年度当初予算と比較して35千円減額となり、4.3%の減となりました。

歳入については、使用料及び手数料2千円、財産収入177千円、繰入金600千円、諸収入1千円となり、歳出については、管理会費144千円、財産費507千円、予備費129千円となりました。

議案第42号 平成28年度白河市大屋財産区特別会計予算

予算総額は、250千円となり、前年度当初予算と比較して100千円増額

となり、66.7%の増となりました。

歳入については、使用料及び手数料4千円、財産収入8千円、繰入金238千円となり、歳出については、管理会費137千円、財産費113千円となりました。

議案第43号 平成28年度白河市樋ヶ沢財産区特別会計予算

予算総額は、8,014千円となり、前年度当初予算と比較して7,713千円増額となり、2,562.5%の増となりました。

歳入については、財産収入36千円、繰入金7,978千円となり、歳出については、管理会費323千円、財産費7,691千円となりました。

議案第44号 平成28年度白河市土地造成事業特別会計予算

予算総額は49,976千円となり、前年度当初予算と比較して2,524千円増額となり、5.3%の増となりました。

歳入については、財産収入49,976千円となり、歳出については、土地造成事業費49,976千円となりました。

議案第45号 平成28年度白河市国民健康保険特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、7,513,159千円となり、前年度当初予算と比較して239,696千円減額となり、3.1%の減となりました。

歳入については、国民健康保険税1,305,228千円、使用料及び手数料10千円、国庫支出金1,621,264千円、療養給付費等交付金140,481千円、県支出金409,833千円、前期高齢者交付金1,124,968千円、共同事業交付金1,699,145千円、財産収入2千円、繰入金1,206,482千円、繰越金2千円、諸収入5,744千円となり、歳出については、総務費132,857千円、保険給付費4,074,060千円、後期高齢者支援金等891,936千円、前期高齢者納付金等1,130千円、老人保健拠出金40千円、介護納付金390,901千円、共同事業拠出金1,789,378千円、保健事業費61,852千円、基金積立金1千円、公債費1千円、諸支出金11,003千円、予備費160,000千円となりました。

(2) 一時借入金

一時借入金の最高額を200,000千円と定めるものであります。

(3) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

議案第46号 平成28年度白河市後期高齢者医療特別会計予算

予算総額は、588,402千円となり、前年度当初予算と比較して14,544千円増額となり、2.5%の増となりました。

歳入については、後期高齢者医療保険料422,687千円、使用料及び手数料2千円、繰入金161,065千円、繰越金2,995千円、諸収入1,653千円となり、歳出については、総務費4,991千円、後期高齢者医療広域連合納付金578,761千円、諸支出金1,650千円、予備費3,000千円となりました。

議案第47号 平成28年度白河市介護保険特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、5,358,651千円となり、前年度当初予算と比較して198,266千円増額となり、3.8%の増となりました。

歳入については、介護保険料1,082,909千円、使用料及び手数料1千円、国庫支出金1,281,075千円、支払基金交付金1,437,748千円、県支出金774,266千円、財産収入1千円、繰入金782,578千円、繰越金1千円、諸収入72千円となり、歳出については、総務費111,316千円、保険給付費5,123,758千円、地域支援事業費118,523千円、基金積立金1千円、諸支出金2,053千円、予備費3,000千円となりました。

(2) 一時借入金

一時借入金の最高額を240,000千円と定めるものであります。

(3) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

議案第48号 平成28年度白河市地方卸売市場特別会計予算

予算総額は、19,513千円となり、前年度当初予算と比較して6,773千円減額となり、25.8%の減となりました。

歳入については、使用料及び手数料3,988千円、繰入金15,516千円、諸収入9千円となり、歳出については、卸売市場費9,884千円、公債費9,129千円、予備費500千円となりました。

議案第49号 平成28年度白河市公共下水道事業特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、2,075,005円となり、前年度当初予算と比較して15,633千円増額となり、0.8%の増となりました。

歳入については、分担金及び負担金10,100千円、使用料及び手数料389,233千円、国庫支出金291,100千円、県支出金5,604千円、繰入金782,486千円、諸収入145,982千円、市債450,500千円となり、歳出については、公共下水道事業費1,199,640千円、公債費873,365千円、予備費2,000千円となりました。

(2) 債務負担行為

債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものであります。

(3) 地方債

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

(4) 一時借入金

一時借入金の最高額を500,000千円と定めるものであります。

議案第50号 平成28年度白河市農業集落排水事業特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、826,340千円となり、前年度当初予算と比較して3,608千円増額となり、0.4%の増となりました。

歳入については、使用料及び手数料186,972千円、国庫支出金20,000千円、県支出金1,540千円、繰入金601,927千円、諸収入1千円、市債15,900千円となり、歳出については、農業集落排水事業費

297,841千円、公債費526,499千円、予備費2,000千円となりました。

(2) 地方債

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

議案第51号 平成28年度白河市個別排水処理事業特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、89,237千円となり、前年度当初予算と比較して19,176千円減額となり、17.7%の減となりました。

歳入については、使用料及び手数料13,711千円、国庫支出金14,908千円、県支出金3,333千円、繰入金35,284千円、諸収入1千円、市債22,000千円となり、歳出については、浄化槽整備推進事業費84,979千円、公債費4,158千円、予備費100千円となりました。

(2) 地方債

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

議案第52号 平成28年度白河市水道事業会計予算

(1) 業務の予定量

業務の予定量は、給水戸数23,500戸、年間総配水量7,353,000 m^3 、1日平均配水量20,150 m^3 、主な建設事業の概要として改良費680,475千円と定めるものであります。

(2) 収益的収入及び支出の予定額

収益的収入については、営業収益1,080,939千円、営業外収益217,822千円、特別利益1千円を予定し、その予定総額を1,298,762千円と定めるものであります。

収益的支出については、営業費用1,123,449千円、営業外費用117,537千円、特別損失1,100千円、予備費5,000千円を予定し、その予定総額を1,247,086千円と定めるものであります。

(3) 資本的収入及び支出の予定額

資本的収入については、企業債 296,700 千円、他会計補助金 34,387 千円、工事負担金 25,500 千円、国庫補助金 112,500 千円を予定し、その予定総額を 469,087 千円と定めるものであります。

資本的支出については、建設改良費 683,498 千円、企業債償還金 287,865 千円、予備費 1,000 千円を予定し、その予定総額を 972,363 千円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 503,276 千円は、過年度分損益勘定留保資金 57,444 千円、当年度分損益勘定留保資金 326,354 千円、建設改良積立金 70,000 千円、当年度分消費税資本的収支調整額 49,478 千円で補てんするものであります。

(4) 特例的収入及び支出の予定額

地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務の予定額を定めるものであります。

(5) 企業債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

(6) 一時借入金

一時借入金の最高額を 300,000 千円と定めるものであります。

(7) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費 115,510 千円、交際費 50 千円と定めるものであります。

(8) 他会計からの補助金

補助を受ける会計名、理由及び金額を定めるものであります。

(9) たな卸資産の購入限度額

たな卸資産の購入限度額を 6,000 千円と定めるものであります。

議案第 53 号 平成 28 年度白河市工業用水道事業会計予算

(1) 業務の予定量

業務の予定量は、給水事業者数 2 社、年間総配水量 73,000 m³、1 日平均配水量 200 m³と定めるものであります。

(2) 収益的収入及び支出の予定額

収益的収入については、工水営業収益4,898千円、工水営業外収益56,873千円を予定し、その予定総額を61,771千円と定めるものであります。

収益的支出については、工水営業費用43,447千円、工水営業外費用17,324千円、予備費1,000千円を予定し、その予定総額を61,771千円と定めるものであります。

(3) 資本的収入及び支出の予定額

資本的収入については、他会計補助金1千円を予定し、その予定総額を1千円と定めるものであります。

資本的支出については、企業債償還金38,462千円を予定し、その予定総額を38,462千円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額38,461千円は、過年度分損益勘定留保資金27,542千円及び当年度分損益勘定留保資金10,919千円で補てんするものであります。

(4) 他会計からの補助金

補助を受ける会計名、理由及び金額を定めるものであります。

報告第 1 号 専決処分の報告について

報告第 2 号 専決処分の報告について

上2報告については、市道の管理瑕疵に伴う事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 3 号 専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。